

大規模災害時における 支援協力に関する協定書

令和2年6月5日

公益社団法人鹿児島県測量設計業協会

鹿 児 島 市

大規模災害時における支援協力に関する協定書

鹿児島市（以下「甲」という。）と公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会（以下「乙」という。）とは、大規模な風水害、火山災害及び震災等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合又はその恐れがある場合に、乙の会員が社会貢献活動の一環として実施する支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設、都市施設及び農林水産業施設（以下「公共土木施設等」という。）における大規模災害発生時の被害状況調査の支援協力（以下「支援協力」という。）の実施に関し、甲が乙の会員に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結に関し、乙の会員を代表するものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次の各号に定めるいずれかの場合に、支援協力を要請する必要があると認めたときは、乙に対し文書により協力を要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書で要請するものとする。

(1) 大規模災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定に基づき、鹿児島市災害対策本部が設置された場合

(2) 前号に定める場合のほか、大規模災害が発生する恐れがあり、甲が乙の会員の協力が必要であると認めた場合

2 乙は、前項に規定する協力要請があったときは、乙の会員が保有する稼動可能な調査用機材及び労力等を勘案して、支援協力に従事可能な乙の会員を甲に連絡するものとする。

3 甲は、前項の規定による乙からの連絡に基づき、支援協力を実施する乙の会員を選定し、当該会員に対して協力内容の詳細を指示するものとする。

4 乙及び乙の会員は、第1項に規定する協力要請があったときは、甲に協力するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 甲が乙の会員に対し支援協力を要請する内容は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の被災情報の収集及び甲に対する報告

(2) 費用を伴わない範囲での技術的助言

(3) その他甲が必要と認める支援協力

（協力体制の整備）

第4条 乙は、第2条第1項に規定する協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（業務の報告）

第5条 乙の会員は、第3条第2号及び第3号に規定する支援協力を実施した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第6条 第3条に規定する支援協力の実施に要する費用については、当該支援協力を実施する乙の会員が負担するものとする。

(第三者等に対する損害)

第7条 乙の会員が支援協力の実施に伴い甲又は第三者に損害を与えたときは、当該支援協力を実施した乙の会員の責めに帰すべき事由によるものを除き、甲及び当該支援協力を実施した乙の会員が協議してその賠償を行うものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき支援協力に従事した者が、当該支援協力に従事したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は負傷した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

2 前項の規定によりがたい場合は、その他の関係法令等に基づく災害補償について、甲及び当該支援協力を実施した乙の会員が協議するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3月前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

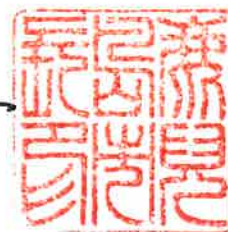
この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年 6月 5日

甲 鹿児島市

鹿児島市長

森 博 幸



乙 公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会

会長

安 永 幸 信

